⑵　開札時までに大阪航空局の平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者のうち「土木工事業」での認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成26年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　特定ＪＶの代表者又は単体においては、大阪航空局における平成27・28年度一般(指名)競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が土木工事業において1,100点以上であること。また、特定ＪＶの代表者以外の構成員においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が土木工事業において1,000点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる施工実績を有すること。

①　特定ＪＶの代表者又は単体にあっては、平成12年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、「同種工事①、②」の要件を満たす工事の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

・同種工事

①　空港の制限区域における土木工事

②　及び大中口径管推進工法（呼び径1350㎜以上)、泥水式推進工法による延長Ｌ＝270m以上の工事

③　大中口径管推進工法（呼び径800㎜以上)、泥水式推進工法による工事

※①、②又は③は同一工事の必要はない

※「空港」とは、空港法（昭和31年法律第80号）に定める空港及び共用空港をいう。

※「制限区域内」とは、国管理空港で空港管理規則第５条に定められている「滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長の承認を受けた者以外立ち入ってはならない区域」のこと又は、それに準ずる区域をいう。

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成12年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、「同種工事①、③」の要件を満たす工事の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

２）下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

①　特定ＪＶの代表者又は単体にあっては２⑺①に掲げる同種工事①の経験を有する者であること。

②　特定ＪＶの代表者以外の構成者にあっては２⑺①に掲げる同種工事①の経験を有する者であること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⑼　大阪航空局が発注した土木工事で、平成25年４月１日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

⑽　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

⑾　本工事に係る設計業務等の受託者との間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「株式会社日本空港コンサルタンツ」である。

⑿　入札説明書の交付を受けた者であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　入札参加者は、価格及び技術提案（管渠工における品質・出来形・材料管理について、空港運用及び狭所・深所に配慮した総合的な安全対策について)、施工体制の評価をもって入札を行い、３⑵評価対象要件に該当する者のうち、３⑶評価項目と評価基準によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑵　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

⑶　評価項目と評価基準

①　標準点　予定価格を超えない入札者に対して提案が適正であれば、標準点として100点を与える。

②　施工体制に対する評価点　施工体制に関する事項によって得られる施工体制評価点の合計は最大30点とする。「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０の加算点を与えるものとする。